

## 平成 29 年度第 2 回新上五島町水道事業経営審議会開催のお知らせ

新上五島町水道事業の経営について審議する標記審議会を下記内容で開催します。

- 1 日時 平成 29 年 12 月 14 日（木） 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
- 2 場所 新上五島町役場 3 階 G1 会議室
- 3 審議内容（報告事項）  
新上五島町水道事業の概要について（その 2）  
予算・決算、収支計画、建設事業計画、国庫補助制度など
- 4 公開・非公開の別  
公開
- 5 傍聴手続き  
☆定員 5名  
☆受付  
・受付は開催時刻の 30 分前から 10 分前までに会場受付において行います。  
・受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。  
☆注意事項  
傍聴に当たっては、傍聴要領に記載された事項を守ってください。

## 「新上五島町水道事業経営審議会」の傍聴要領について

### 1 傍聴手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、受付の会議の30分前から行いますので、必ず開催予定時刻の10分前までに、受付で住所及び氏名を記入し、事務局の指示に従い、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員（5名）になり次第、受付を終了いたします。

### 2 傍聴者の遵守事項

- (1) 以下に該当する方は、会議を傍聴することができません。
  - ア 酒気を帯びていると認められる者
  - イ 凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者
  - ウ はち巻、ピア、プラカード、旗の類等議事を妨害するおそれがある物品を携帯又は着用している者
  - エ その他円滑な議事の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 会議の開催中は、静かに傍聴し、以下の事項を守ってください。
  - ア 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと
  - イ 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
  - ウ 飲食又は喫煙しないこと
  - エ 会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと
  - オ その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと
- (3) 写真撮影、録画等については、事前に事務局に申し出をし、会長が適当と認めた場合に行うことができます。

### 3 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議場において、会長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 上記2(2)(3)の事項が遵守されない場合、会長の指示により、退場していただくことがあります。
- (3) 会議を公開しないこととしたときは、速やかに退場していただきます。